

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	801
構造改革特区において実施可能な特例措置	特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	学校教育の安定性・継続性を確保するための措置が講じられていること

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	専門職大学院設置事業（仮称）	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	告示		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準		
特例を講ずべき法令等の現行規定	第一 学校法人の寄附行為を認可する場合（変更認可にも準用） 二 施設及び設備について （二）施設及び設備は、負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があるときは、施設又は設備の一部について、この限りでないこと。 （但し、全国的な規制緩和を踏まえた改正を行う予定であり、本規定についても校地、校舎等毎に分けるなどの改正を行う予定。）		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>地方公共団体が、専門職大学院設置のニーズが高く、校地・校舎を自己所有することが困難であると認める地域において、一定額の資金の保有を求める（具体的基準については学校法人・大学設置審議会において検討中）など学校経営の安定性・継続性が確保されている場合、専門職大学院大学の設置に伴う学校法人の寄付行為の認可に当たっては、校地及び校舎は負担付き又は借用のものであっても差し支えないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「専門職大学院」の定義は何か。 ・「一定額の資金の保有を求める」理由は何か。その目的は資金の保有でなければ達成できないか。 ・「地方公共団体が、専門職大学院設置のニーズが高く、校地・校舎を自己所有することが困難であると認める地域」との記載はなぜ必要なのか。規制の特例の導入にあたっては当然のことではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「専門職大学院」とは、学校教育法第65条第2項（平成15年4月1日施行）に定める専門職大学院をいう。この点を明確にするため、次のように修正する。 <u>「地方公共団体が、学校教育法第65条第2項に定める専門職大学院設置のニーズが高く、（以下略）」</u> ・安定的・継続的な学校経営を担保するため、校地・校舎に替えて、金銭を保有している必要があると考えている。 ・学校経営の安定性・継続性のためには自己所有要件を求めるのが原則であり、特区とするのは特例を認める必要性が高い地域とすべきと考えるが、提案地方公共団体において弾力的に判断すべきものとする。
<p>実施主体</p>	<p>学校法人</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>なし</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>なし</p>		
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>なし</p>		

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	801
構造改革特区において実施可能な特例措置	特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	学校教育の安定性・継続性を確保するための措置が講じられていること

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	不登校児童生徒対象学校設置事業（仮称）	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	私立学校法の施行について（昭和25年3月14日文科次官通知） 小学校設置基準及び中学校設置基準の制定等について（平成14年3月29日文科科学次官通知）		
特例を講ずべき法令等の現行規定	（私立学校法の施行について） 三、学校法人の資産の認可基準について 2 基本財産は、原則として負担附（担保に供せられている等）又は借用のものでないこと。但し、特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実と認められる場合には、この限りでない。 （小中学校設置基準の制定について） 第一（9）他の学校等の施設及び設備の使用（第十二条） 小学校等においては、施設及び設備を専用かつ自己所有することが原則であること		

<p>特例措置の内容</p>	<p>「不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業」の要件を満たした特区において、少人数の学校であり、一定額の資金を保有しているなど学校経営の安定性・継続性が確保されると都道府県が判断する場合、同事業の対象となる学校の設置を目的とする学校法人の設立にあたっては、都道府県知事の認可にあたり校地校舎の自己所有要件を求める必要がないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ「不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業」と連動する必要があるのか。単に「不登校児童生徒」対象でよいのではないか。 ・「少人数の学校」と限定する理由は何か。また「少人数の学校」とは、どのくらいの規模を示すのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ次のように修正する。 「特区番号803において設置される学校その他不登校児童生徒のみを対象とする学校の設置を目的とする学校法人の設立認可について、当該学校の収容定員が少数である場合であって、一定額の資金を保有しているなど学校経営の安定性・継続性が担保できると所轄庁である都道府県知事が認める場合には、校地校舎の自己所有要件を求める必要がないものとする。（なお、既存の学校法人が当該学校を設置する場合も同様とする。）」 ・少人数の学校（「収容定員が少数である学校」と明確にした。）であれば、不登校児童生徒に対してきめ細やかな教育を提供できるため、その設置を促進する必要性があるとともに、仮に借用校地校舎が失われても、代替の土地建物の取得が容易であることから、自己所有要件の緩和を許容するものである。どの程度が「少人数」であるかについては、都道府県知事において判断すべきであると考えている。なお、本特区は、現在不登校児受入れ施設を設置するNPO等が学校法人化することを想定しており、これらの学校に通う児童生徒は少人数であることから、このように限定したとしても特区構想の実現に支障はないものと考えている。
----------------	--	---	--

【検討要請への回答】

		<ul style="list-style-type: none"> ・「一定額の資金」の保有を求める理由は何か。その目的は資金の保有でなければ達成できないか。 ・既存の学校法人が不登校児童生徒を対象とした学校を設置することはできないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定額の資金の保有は、安定性・継続性の担保のための例示である。 ・可能である。その場合には寄附行為の変更認可について特例が適用されることになる。
実施主体	学校法人	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	「不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業」の対象となっている地域。	<ul style="list-style-type: none"> ・上記指摘事項を踏まえ、再検討された。 	ご意見を踏まえ「なし」に修正。
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	なし		
特例措置に伴い必要となる手続き	なし		

1. プログラム別表1の該当部分

番号	802
構造改革特区において実施可能な特例措置	研究開発学校制度の下に新設する「構造改革特区研究開発学校制度（仮称）」による、小中高一貫教育等、学校種間のカリキュラムの円滑な連携、教育課程の弾力化、教科の自由な設定、学習指導要領の弾力化
特例措置を講じるに当たっての条件	憲法、教育基本法等に基づく学校教育の取組として適切なものとする。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	構造改革特区研究開発学校制度（仮称）	（その他の内容の整理をまって調整）	
措置区分	その他	・下記の指摘を踏まえ、再整理された	下記理由から、原案通りとしたい。
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法施行規則24条、24条の2、25条等	・下記の指摘を踏まえ、再整理された い。	下記理由から、原案通りとしたい。

<p>特例を講ずべき 法令等の現行規定</p>	<p><u>第24条</u> 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下本節中「各教科」という。）、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によつて編成するものとする。</p> <p><u>第24条の2</u> 小学校の各学年における各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。</p> <p><u>第25条</u> 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。 中学校、高等学校、中等教育学校及び盲・聾・養護学校についても上記の規定が準用されている。</p>		
-----------------------------	--	--	--

<p>特例措置の内容</p>	<p>地方公共団体が、当該地域内に所在する学校において、当該地域における産業を担う人材の育成、国際理解の促進等のために周辺地域に比して教育上特に配慮が必要な事情があると認める地域においては、上記の規定に拘わらず、学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施を認める学校教育法施行規則第26条の2等に基づき、新たに構造改革特区研究開発学校制度を設け、構造改革特区において、学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定等の取組を可能とする。</p> <p>また、取組の期間については、一律には定めず、学校設置者と協議の上、定めることとする。</p> <p>(参考：第26条の2)</p> <p>小学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うために特に必要があり、かつ、児童の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができる。</p>	<p>・地方公共団体の自主性を尊重する特区制度の趣旨を踏まえ、また地方公共団体からの要望に応じるためには、文部科学大臣の認定によらず、また、期間を定めることなく特区内において学校設置主体の自発的な判断に基づいて構造改革特区研究開発校を設定する制度とできないか。</p>	<p>以下の理由から、原案通りとした。</p> <p>【文部科学大臣の認定の必要性について】</p> <p>国は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、教育の機会均等を実質的に保障する責務を負っている。</p> <p>文部科学大臣の認定に係る審査は、上述の責務を果たすため、当該計画が学校教育の取組としての最低限の要件を具備しているか否かという点に限定して行うものであり、これを行ったからと言って、地方公共団体の自主性を尊重しないことにつながるとか、地方公共団体からの要望に応じることができなくなるとは考えていない。</p> <p>なお、「構造改革特区研究開発学校制度（仮称）」については、既に「特区推進プログラム」において、現行の研究開発学校制度の「下に」新設する制度であるとしているところである。</p>
----------------	---	--	--

【検討要請への回答】

			<p>【取組の期間を定める必要性について】</p> <p>「構造改革特区研究開発学校制度（仮称）」においては、現行の研究開発学校制度においては原則3年としていた取組の期間について、一律には定めず、学校設置者と協議の上定めることとするなど、構造改革特区制度の趣旨を踏まえ、各地方公共団体の自発性を最大限に尊重することとしている。</p> <p>取組の期間を定めないことは、構造改革特区制度全体が、「法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」（附則第2条）としていることとの間で著しく均衡を失うため、不適當と考える。</p>
実施主体	学校教育法第1条に規定する学校の設置	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	特になし		

【検討要請への回答】

<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>当該取組が憲法、教育基本法上の理念を踏まえたものであること 当該取組において編成・実施する教育課程が学校教育法に示された学校教育の目標を満たすこと。 当該取組において、児童生徒の転校の際の配慮などを含め、児童生徒の教育上適切な配慮がなされていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これらの要件は、なぜ必要なのか。 ・及び については特区制度の中で定める必要はないのではないか。 ・については、本特例措置の弊害防止措置とするのであれば、その内容を明確化すること。 	<p>【左記 ～ の要件の必要性及び当該要件を特区制度の中で定める必要性】</p> <p>構造改革特区研究開発学校制度（仮称）は、もとより地方公共団体の自主性を最大限に尊重するものであるが、本制度の下での取組が国民として必要な最低限の資質・能力を身に付けさせるものでなければならぬことは言うまでもないことである。</p> <p>このような観点から、特定の教科等の内容を全く取り扱わなかったり、授業時数を極端に減らす取組、特定の資質能力を重視するあまりに、身に付けさせるべきその他の資質・能力を軽視する取組、政治や宗教の扱いについて、特定の政党や宗派又はその主義や信条に偏っていたり、それらを非難したりする取組等是不適切であると考え。</p> <p>このため、あらかじめ同意の際の要件として、左記 を定めることは、国としての責務であると考え。</p> <p>なお、左記 の要件は、 と同様のものとなるため、削除して差し支えない。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>研究開発の実施を希望する小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，盲学校，聾学校，養護学校及び幼稚園の設置管理者は，文部科学省に、教育課程についての具体的かつ詳細な計画を含む「構造改革特区研究開発学校指定申請書」を提出するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の指摘を踏まえ、再検討されたい。 	<p>上記の考えを踏まえ、原案通りとしたい。</p>

1. プログラム別表1の該当部分

番号	803
構造改革特区において実施可能な特例措置	不登校児童生徒を対象とした新しいタイプの学校の設置による、教育課程の弾力化
特例措置を講じるに当たっての条件	不登校児童生徒のみを対象とすること、当該学校において、児童生徒に対し、教育上適切な配慮がなされていること

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法施行規則第24条1項、第24条の2、第25条		
特例を講ずべき法令等の現行規定	なし	上覧に記載されている法令の内容を記載すること。	第二十四条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下本節中「各教科」という。）、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によつて編成するものとする。 第二十四条の二 小学校の各学年における各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。 第二十五条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

【検討要請への回答】

特例措置の内容	小・中学校の教育課程に関し、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができる。	・特例措置の内容を明確化すべきである。	当省としては、現在の内容において十分に明確であるものとする。 本特定事業については、これらの事項以外の特例措置はない。(プログラムで合意済み。)
実施主体	地方公共団体又は学校法人	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	特になし		
同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)	不登校児童生徒のみを対象とすること、当該学校において、児童生徒に対し、教育上適切な配慮がなされていること (プログラム別表と同様であり、新たな要件はない。)	・特例措置の内容の欄に記載すべき内容である。また、その内容について明確化すべきである。	原案通りとしたい。 左記の内容については、プログラム別表と同様であり、新たな要件はない。なお、当該学校における教育内容を担保し、当該学校で教育を受ける児童生徒に対して不利益を及ぼさないためにも、特例措置による弊害を予防するための措置として、左記の要件は必要である。 また、「教育上適切な配慮」については、自治体が提案する個別の計画により、おのずと内容が異なってくるものであり、それらの具体的な要件を網羅的に全て示すことは、計画を申請する自治体にとって新たな規制が設定されることとなり、物理的に困難であり、又不適切である。
特例措置に伴い必要となる手続き	通常の学校設置に係る手続以外に、特になし		

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	804
構造改革特区において実施可能な特例措置	他の高等学校や中等教育学校の後期課程で修得した単位を高等学校の単位数に互換できる単位数の上限の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	高等学校の主体性を維持するため、単位認定に当たってのガイドラインをあらかじめ定めておくこと。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	高等学校、中等教育学校（後期課程）における学校外の学修の単位認定促進事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法施行規則第63条の5		
特例を講ずべき法令等の現行規定	学校外における学修について単位認定できる単位数の合計は20を超えないものとする。		
特例措置の内容	高等学校、中等教育学校（後期課程）の生徒が行う他の高等学校や中等教育学校（後期課程）、大学等における学校外の学修について単位認定できる単位数の上限を示し、地方公共団体が、当該地域内に所在する高等学校又は中等教育学校（後期過程）において、当該地域内の特性を生かした教育課程の編成等を可能とするために周辺の地域に比して教育上特に配慮が必要な事情があると認める地域においては、20単位を超え上限までの範囲内で自治体において定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・「単位数の上限」を明らかにすること。 ・「定めるものとする」を「定めることができるものとする」と修正すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「単位数の上限」については、現在、高等学校の主体性を維持することができる範囲内で検討しているところであり、速やかに提示できるよう努めてまいりたい。 ・「定めるものとする」については、検討要請のとおり、「定めることができるものとする」と修正する。
実施主体	高等学校、中等教育学校（後期課程）	(その他の内容の整理をまって調整)	

【検討要請への回答】

想定対象地域	特になし		
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	特になし		
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし		

1. プログラム別表1の該当部分

番号	805
構造改革特区において実施可能な特例措置	引きこもり状態にある不登校児童生徒を対象として、IT等を活用した学習活動の可能性
特例措置を講じるに当たっての条件	特区内部に居住する引きこもり状態にある児童生徒のみを対象とすること、通学すべき学校への復帰を前提とすること、対象とする児童生徒の基準を予め定めておくとともに、対面による指導等が適切に行われること

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項 (その他の内容の整理をまって調整)	所管省庁による回答
特定事業の名称	不登校児童生徒を対象としたIT学習活動事業		
措置区分	運用	通知	現行措置は運用において対応しているところ。今回の特例措置の内容については、通知において明確にし、周知する予定である。
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	なし		
特例を講ずべき法令等の現行規定	なし		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>特区において、引きこもり状態にある不登校児童生徒を対象として、地方公共団体、学校法人又は民間事業者が提供するIT等を活用した学習活動を適応指導教室等で不登校児童生徒が受けた場合に、当該学習の一部について、校長は指導要録上出席扱いすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「適応指導教室」とは何か。 ・「IT等」、「適応指導教室等」の「等」の内容は、それぞれ何か。 ・「当該学習の一部」の「一部」とは何か。 	<p>適応指導教室とは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために、教育委員会が教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的・計画的に行う組織として設置したものをいう。</p> <p>「IT等」の「等」については、ペーパーによる通信教育を想定している。</p> <p>「適応指導教室等」の「等」とは、民間の教育施設を指す。</p> <p>「当該学習の一部」とは、不登校児童生徒に対する指導に当たっては、対面における指導も重要であることから、全面的にITのみになる活動をもって、指導要録上出席扱いを可能とすることは適切でない旨示したものである。</p>
<p>実施主体</p>	<p>地方公共団体、学校法人、民間事業者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>特になし</p>		

【検討要請への回答】

<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>特区内部に居住する引きこもり状態にある児童生徒のみを対象とすること、通学すべき学校への復帰を前提とすること、対面による指導等が適切に行われること （プログラム別表と同様であり、新たな要件はない。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ～ の必要性は何か。 と については必要であれば特例措置の内容に記載すべきである。 ・ は当然のことであり、要件とする必要は無い。 ・ プログラムでは、「児童生徒の基準を予め定めておくこと」とあったが、この要件はなくなったとの理解でよいか。 	<p>については、ご指摘の通り、既に平成4年文部省通知により、学校復帰が前提となっているため、削除して差し支えない。なお、 はプログラムで明記し、すでに合意を得ているように、不登校に対しては、むしろ人との触れあいを通じて社会性を育むこと等が必要であり、IT等を使用した学習は、引きこもっている状態でやむを得ない場合の一時的、緊急的な措置にとどめるべきであり、 の対象児童生徒の基準を明確にする必要がある（なお、「特例措置を講じるに当たっての条件」の「児童生徒の基準を予め定めておくこと」は重複するため削る。）。 また、 の対面による指導等の要件についても、上述の通り、不登校児童生徒に対しては、ITのみによるのみではなく、対面による指導が重要であるため、要件として必須。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特になし</p>		

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	806
構造改革特区において実施可能な特例措置	幼稚園入園年齢制限の「満三歳に達する年度」への緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	特になし

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	三歳未満児に係る幼稚園入園事業		
措置区分	法律		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法第80条		
特例を講ずべき法令等の現行規定	幼稚園に入園することができる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>地方公共団体が、幼児数の減少または幼児が他の幼児とともに活動する機会の減少等の事情により、幼児の社会性を涵養することが困難となっていると認める地域においては、満三歳に達する年度の当初から幼稚園に入園できるものとする。</p>	<p>・法律の条文に即して記載すること。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のように修正する。「地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により当該構造改革特別区域内の幼稚園においては学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十八条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、幼児は、同法第八十条の規定にかかわらず、満二歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから当該構造改革特別区域内の幼稚園に入園することができる。」</p>
<p>実施主体</p>	<p>幼稚園設置者（地方公共団体、学校法人等）</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>特になし</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>特になし</p>		
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特になし</p>		

1. プログラム別表1の該当部分

番号	807
構造改革特区において実施可能な特例措置	幼稚園と保育所等を一体的に運用する場合において、幼稚園児と保育所児等と一緒に教育・保育活動を行う（幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年齢帯の幼児の教育・保育活動への参加を可能とする）
特例措置を講じるに当たっての条件	特になし

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	幼稚園と保育所等の合同活動に係る事業（仮称）	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	幼稚園設置基準第五条一項		
特例を講ずべき法令等の現行規定	幼稚園には園長のほか、各学級に少なくとも専任の教諭一人を置かなければならない。		
特例措置の内容	地方公共団体が、幼児数の減少または幼児が他の幼児と共に活動する機会の減少等の事情により、幼児の社会性を涵養することが困難となっていると認める地域においては、第五条一項の専任規定に関わらず、学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない幼児（保育所児等）を含めて教育・保育することができるようにする。		
実施主体	幼稚園設置者（地方公共団体、学校法人）	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	特になし		

【検討要請への回答】

同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	特になし		
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし		

1. プログラム別表1の該当部分

番号	808
構造改革特区において実施可能な特例措置	教育職員検定の合格決定手続きにおいて、都道府県教育委員会が機動的に学識経験者の意見聴取を行うことにより、免許状授与までに要する期間を短縮
特例措置を講じるに当たっての条件	市町村で採用する教員に係る特別免許状の授与であること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	教員免許状授与手続きの簡素化・迅速化事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	なし		
特例を講ずべき法令等の現行規定	なし		
特例措置の内容	市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を、特別免許状の授与を前提として、市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、特別免許状授与のために都道府県教育委員会が行う学識経験者の意見聴取について、市町村及び都道府県が聴取内容や必要書類等についてあらかじめ協議して定めておくことにより、機動的な実施を可能にし、免許状授与手続きの迅速化を図ることとする。	「必要書類等」の「等」とは何か。	意見聴取の手続きを想定している。なお、ご指摘を踏まえ、「聴取内容や必要書類等」は「聴取内容、必要書類及び手続き」に修正する。
実施主体	市町村教育委員会及び当該市町村を包括する都道府県教育委員会	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	なし		

【検討要請への回答】

同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	なし		
特例措置に伴い必要となる手続き	なし		

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	809
構造改革特区において実施可能な特例措置	市町村の提案があった場合における都道府県教育委員会の教員免許状の授与手続きの運用による簡素化
特例措置を講じるに当たっての条件	市町村で採用する教員に係る免許状の授与であること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	教員免許状授与手続きの簡素化・迅速化	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	なし		
特例を講ずべき法令等の現行規定	なし		
特例措置の内容	市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、当該市町村が行う採用選考と免許状授与のために当該市町村を包括する都道府県教育委員会が行う教育職員検定に必要となる書類・手続きについて、あらかじめ市町村及び都道府県が協議・連携し、統一化・簡素化しておくことにより、免許状授与手続きの簡素化を図ることとする。		
実施主体	市町村教育委員会及び当該市町村を包括する都道府県教育委員会	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	なし		

【検討要請への回答】

同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	なし		
特例措置に伴い必要となる手続き	なし		

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	810
構造改革特区において実施可能な特例措置	市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用の制度化
特例措置を講じるに当たっての条件	特区において、地域の特性に応じた学校教育の振興を図る上で特に必要が認められる場合に当該市町村が教職員の給与を負担し任用すること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	市町村費負担教職員任用事業		
措置区分	法律		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	市町村立学校職員給与負担法第1条、第2条		
特例を講ずべき法令等の現行規定	市町村立の小中学校等の教職員の給与等は、都道府県の負担とする。		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>市町村教育委員会が、当該市町村立の小学校等（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校及び養護学校）又は定時制高等学校につき、当該市町村が設定する構造改革特別区域の設定の趣旨にかんがみ、当該構造改革特別区域内に所在する市町村立の小学校等又は定時制高等学校において、当該構造改革特別区域における産業を担う人材の育成、国際理解の促進等のために周辺地域に比して教育上特に配慮が必要な事情があるものと認めてその教職員（市町村立学校職員給与負担法第1条又は第2条に規定する職員（校長及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第17条第2項又は公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第23条第2項に規定する非常勤の講師を除く。））を任用しようとする場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後の任用については、市町村立学校職員給与負担法第1条又は第2条の規定は、適用しない。</p>		
<p>実施主体</p>	<p>市町村教育委員会</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>特になし</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>特になし</p>		

【検討要請への回答】

特例措置に伴い 必要となる手続 き	市町村教育委員会が当該教職員を任用しようとするときは、あらかじめ当該教職員の氏名、職種及び任用の目的、任期を付す場合にはその期間、任用される学校名等を都道府県教育委員会に通知する。変更手続についても同様。		
-------------------------	--	--	--

1. プログラム別表1の該当部分

番号	811
構造改革特区において実施可能な特例措置	校地面積基準を校舎面積と連動しない形で定める等全国規模の基準の緩和を超えた大学設置の際の校地面積基準の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	学生が充実した学習を行うことができるとともに、安定的な大学経営が確保されること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	大学設置事業（仮称）	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	大学設置基準第37条、附則		
特例を講ずべき法令等の現行規定	校地及び校舎の面積については、別に定める。 大学における校地の面積（寄宿舍その他附属病院以外の附属施設用地の面積を除く。）は、第三十七条の規定に基づき、別に定められるまでの間、医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る校舎の面積の三倍以上の面積と医学又は歯学に関する学部に係る校舎の面積の三倍以上の面積に附属病院建築面積を加えた面積を合計した面積とする。		
特例措置の内容	中央教育審議会大学分科会で検討中であり、平成15年1月までに結論。 (地域の集積が高い等の特別の理由があって、安定的な学校経営が確保される場合には、大学設置基準に拘わらず、校地面積基準を緩和する方向で検討中。)	基本方針の中で明確に記載すること。 検討に当たっては、地方公共団体等の要望を踏まえた内容とすること。	ご指摘の趣旨を踏まえ、検討を進めてまいりたい。
実施主体	大学設置者	(その他の内容の整理をまって調整)	

【検討要請への回答】

想定対象地域	検討中		
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	特になし		
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし		

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	812
構造改革特区において実施可能な特例措置	大学院の校地・校舎面積に関する基準の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	学生が充実した学習を行うことができるとともに、安定的な大学経営が確保されること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	大学院設置事業（仮称）	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	大学院設置基準 等（検討中）		
特例を講ずべき法令等の現行規定	校地・校舎の面積は、収容定員に応じ大学設置基準に定める学部等に係る基準に準じて個別審査する。（「大学院大学の審査基準について」平成13年2月20日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定）		
特例措置の内容	中央教育審議会大学分科会で検討中であり、平成15年1月までに結論。 （地域の集積が高い等の特別の理由があって、安定的な学校経営が確保される場合には、大学院設置基準等に拘わらず、校地・校舎面積に関する基準を緩和する方向で検討中。）	基本方針の中で明確に記載すること。検討に当たっては、地方公共団体等の要望を踏まえた内容とすること。	ご指摘の趣旨を踏まえ、検討を進めてまいりたい。
実施主体	大学院設置者	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	検討中		
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	特になし		

【検討要請への回答】

特例措置に伴い 必要となる手続き	特になし		
---------------------	------	--	--

1. プログラム別表1の該当部分

番号	813
構造改革特区において実施可能な特例措置	国立大学等の試験研究施設の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大（国の研究と関連性がある研究を実施する者への拡大）及び条件の緩和（当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。）
特例措置を講じるに当たっての条件	<p>試験研究の中核となる国の機関において、特定の研究分野に関する国以外の者との研究交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の促進を図ることが当該研究分野の研究の効率的推進に相当程度寄与すること。</p> <p>地方公共団体が設定する構造改革特別区域内に当該地域における特定の研究分野に関して中核となる国の試験研究機関が所在し、その周辺に当該分野に関連する研究を行う国以外の者の試験研究施設の相当程度の集積が見込まれること。</p>

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業		
措置区分	法律		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	研究交流促進法第11条第1項		

特例を講ずべき 法令等の現行規定	国が現に行っている研究と密接に関連し、当該研究の効率的推進に特に有益な研究を行う者が、国立大学等の試験研究施設を使用して得た研究データを無償で国に提供するときは、当該試験研究施設の廉価使用を認める。		
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験研究（以下「研究」という。）のための活動の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該国の機関が行う特定の分野に関する研究に係る状況が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国立大学等の試験研究施設を民間企業が廉価使用する場合における対象範囲の拡大（国の研究と関連性がある研究を実施する者への拡大）及び条件の緩和（当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。）措置を図る。</p> <p>当該国の機関において当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものであると認められること。</p> <p>当該国の機関の周辺に、当該国の機関が行う当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれること。</p>		

【検討要請への回答】

実施主体	国立大学等の国の試験研究機関	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	特になし		
同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)	特になし		
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし		

1. プログラム別表1の該当部分

番号	814
構造改革特区において実施可能な特例措置	国立大学等の敷地の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大（国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益な研究、又は国の研究機関の研究成果を活用して研究に必用な試験研究施設を大学内に整備する者への拡大）及び条件の緩和（当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。）
特例措置を講じるに当たっての条件	<p>試験研究の中核となる国の機関において、特定の研究分野に関する国以外の者との研究交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の促進を図ることが当該研究分野の研究の効率的推進に相当程度寄与すること。</p> <p>地方公共団体が設定する構造改革特別区域内に当該地域における特定の研究分野に関して中核となる国の試験研究機関が所在し、その周辺に当該分野に関連する研究を行う国以外の者の試験研究施設の相当程度の集積が見込まれること。</p>

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業		
措置区分	法律		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	研究交流促進法第11条第2項		

<p>特例を講ずべき 法令等の現行規定</p>	<p>国立大学等との共同研究施設を当該国立大学等の敷地内に整備し、当該施設内で研究を行う者が、当該施設を使用して得た研究データを無償で国に提供するときは、当該施設に供する敷地の廉価使用を認める。</p>		
<p>特例措置の内容</p>	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験研究（以下「研究」という。）のための活動の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該国の機関が行う特定の分野に関する研究に係る状況が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国立大学等の敷地を民間企業が廉価使用する場合における対象範囲の拡大（国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益な研究又は国が行った研究の成果を活用する研究に必要な試験研究施設を大学等の敷地内に整備する者への拡大）及び条件の緩和（当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。）措置を図る。</p> <p>当該国の機関において当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものであると認められること。</p>		

【検討要請への回答】

	当該国の機関の周辺に、当該国の機関が行う当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれること。		
実施主体	国立大学等の国の試験研究機関	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	特になし		
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	特になし		
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし		

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	815
構造改革特区において実施可能な特例措置	国立大学等の試験研究施設、敷地の民間企業による廉価使用の際の各省庁の長の認定に係る手続の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	各省各庁に対する事後的な報告を行うこと

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	政令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	研究交流促進法施行令第9条第1項、第3項 研究交流促進法施行令第10条第1項、第4項		
特例を講ずべき法令等の現行規定	研究交流促進法に基づき国有試験研究施設又は国有地の廉価使用を希望するときは、当該施設又は国有地を所掌する各省各庁の長の認定が必要。各省各庁の長は当該認定を行う際に、財務大臣への協議が必要。		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験研究（以下「研究」という。）のための活動の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該国の機関が行う特定の分野に関する研究に係る状況が次のいずれにも適合すると認める場合において、研究交流促進法第11条第1項及び第2項に掲げる要件の認定者を各省各庁の長から国立大学等の長に変更し、かつ、各省各庁の長から財務大臣への協議を要しないこととすることにより、適用認定手続きの簡素化及び迅速化を図る。</p> <p>当該国の機関において当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものであると認められること。</p> <p>当該国の機関の周辺に、当該国の機関が行う当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれること。</p>		
<p>実施主体</p>	<p>国立大学等の国の試験研究機関</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>特になし</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>特になし</p>		
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>国立大学等の長が認定した結果を各省各庁の長に通知することとする。</p>		